

令和6年度(2024年度)
ひきこもり支援の居場所づくり推進助成金
募集要項(案)

趣 旨	ひきこもり状態の人やその家族が抱える悩みや課題を受け止めながら、誰もが安心して集い、過ごすことができる居場所づくりの推進を支援します。
対象となる「居場所」	助成対象となる居場所は次のいずれも満たすものとします。 ○新たに設置や実施されるもの。 ○県内において設置や実施され、営利を目的としないもの。(オンライン形式は、県民を対象とするもの。) ○設置にあたっては恒常的なものであること、実施にあたっては少なくとも月1回以上の頻度で継続されるもの。 ○ひきこもり状態にある者や家族のほか、高齢者、子ども等地域の幅広い住民を居場所の受け入れ対象として差し支えない。ただし、ひきこもり当事者等が利用しやすい環境等に配慮されているもの。 ○現場を統括する責任者及び当事者や家族からの相談に適切に対応できる人員(兼務可)を配置するとともに、関係機関(県ひきこもり支援センター、市町村、まいさぽ、社協等)と連携を図る体制が整っているもの。 ○食事等を提供する場合は、無料又は低額(実費相当程度)の料金とされているもの。また、保健所の指導に従い衛生管理が十分配慮されているもの。 ○活動内容が公序良俗に反しないもの。
対象団体	助成対象となる団体は、以下のすべてを満たす社会福祉法人、NPO法人又は任意団体等とします。 ○2人以上から構成され、規約等が作成されていること。 ○宗教的又は政治的活動を主たる目的とした団体等でないこと。 ○暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員の統制下にある団体等でないこと。 ○同一年度にこの補助金のほかに地域発元気づくり支援金等県の補助金等を受けていないこと。
対象経費	居場所づくりに必要となる費用とします。 (需用費、役務費、使用料及び賃借料、謝金、旅費) ※令和7年3月21日(金)までに支出されたものに限りです。 ※領収書またはレシート等により支払いが確認できるものに限りです。 ※1件あたり10万円以上の物品で1年以上にわたり使用に耐えると認められる物品は対象となりません。 ※職員の人件費、利用者への交通費等の現金や現物給付は対象となりません。

申請受付	令和6年8月1日から令和7年2月末まで (※助成額の合計が予算額に達した時点で受付は終了します。)
助成額	助成限度額は、1事業年度1か所あたり10万円となります。 ※実際の助成決定額は、申請内容等を確認したうえで決定します。採択されない場合もありますのでご了承ください。 ※実績報告時に助成対象経費が助成金額を下回る場合は、差額を返金していただきます。
申請方法	助成申請書(様式1-1)を記入のうえ、関係書類を添付してご提出ください。 助成申請書は長野県社会福祉協議会あんしん未来創造センターホームページからダウンロードすることができます。
助成決定等	(1) 助成の決定 提出された助成申請書をもとに現地調査等を踏まえた審査後、申請団体にお知らせします。なお、決定後より具体的な支払いは可能です。 (2) 助成金の送金(概算払い) 助成決定後、随時指定口座に送金します。 (3) 実施報告書(様式2-1)の提出 実施後すみやかに、関係書類を添付して令和7年3月31日までに <u>ご提出</u> ください。
助成決定後の留意事項	居場所づくりにおいては、次の事項に努めてください。 ○利用者の良き理解者となるよう努めるとともに、丁寧な支援を行うこと。 ○知り得た利用者の個人情報や秘密の保持に十分配慮すること。 ○良好な衛生環境、安全性やプライバシー等を確保すること。 ○必要に応じて関係者にひきこもり支援に関する研修等を受講させること。
申請及び問合せ先	社会福祉法人長野県社会福祉協議会 総務企画部 企画グループ 〒380-0936 長野市中御所岡田 98-1 中島 佐藤 西澤 TEL : 026-228-4244 / FAX : 026-228-0130 E-mail : kikaku@nsyakyu.or.jp/